

## 令和3年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時  
閉会 午後12時59分

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長  
千葉達也副委員長  
杉田茂実委員、松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、三須康男行政・デジタル改革局長、  
中山貴洋政策・財務局長、西村朗地域経営局長、  
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長、  
北聡子地域政策課長、梶一之市町村課長  
岸本貴志生活衛生課副課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第151号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)	原案可決
第155号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第161号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第170号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第13号)	原案可決

#### 2 請願 なし

所管事務調査  
コロナ禍の選挙管理体制について

報告事項  
なし

**【付託議案に対する質疑】**

**中川委員**

- 1 財政課には民間資金担当があり、宝くじも民間資金の一つであると思う。財政が厳しい中、一人一人がどのように400億円の発売額を確保しようとしているのか。人事課では名刺の裏の活用を6年前から通知しているが、例えば、宝くじについて何人が活用してPRしているのか。また、宝くじを県内で買うと県の財源になるといったPRをどのくらいの人やっているか。
- 2 宝くじに関し、単に販売所の努力やテレビCMのPRだけではなく、県の努力としてどのくらいの収益を見込んでいるのか。

**財政課長**

- 1 宝くじは貴重な財源として確保に努めている。まず、宝くじの仕組みとして、全国自治宝くじ事務協議会を通じてみずほ銀行が広報を担っている。ただ、県としてもしっかり広報していく必要があり、委員御提案の名刺については、名刺の裏に「宝くじは県内で買しましょう」と広報を入れている。御質問にあった、具体的な人数は、管理職と民間資金担当5人が名刺を活用している。また、宝くじを県内で買うと県の財源になることをPRしている職員の人数については、把握していない。
- 2 県庁の努力でどのくらいの予算確保を見込むかについては、今回の議案で400億円の発売であるが、令和3年度はこれに対して140億円の収益を見込んでいるため、まずはなるべくこれを確保できるようにしたい。先ほど触れたような仕組みがあるため、県庁だけの取組による数字をはじいているわけではない。

**中川委員**

事業に対する目標がないのは財政部局としてどうなのか。

**財政課長**

予算上は140億円を歳入に計上しているので、まずはこの数字を確保するのが目標である。

**中川委員**

県庁の努力でどのように広報するのか。

**財政課長**

国民に対する全体的な広報はみずほ銀行が担っているが、たばこと同様に宝くじも県内での販売実績に応じて収益となる仕組みであるため、なるべく県内で買ってもらうよう県もホームページやSNSを通じて広報をしっかりとっていく。

**松澤委員**

- 1 さきの9月定例会では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の活用可能額は地方単独事業分が0円、事業者支援分が約11億円と説明があった

と思うが、今回の補正予算第12号で約8億円、第13号では約298億円が計上されている。なぜ、これほどの額を予算計上できるのか。

- 2 権限移譲を受ける市町村は、移譲事務の実施に当たって、新たな財政的負担が発生するが、市町村の財源はどのように手当てするのか。
- 3 DXが進展していけば、届出や申請の事務がオンライン上で完結し、市町村への権限移譲のメリットがなくなるのではないかと想定される。今後権限移譲を進める必要はないのではないのか。

### 財政課長

- 1 9月定例会後、自由度の高い地方単独事業分を確保できないかということで、事業者支援分の充当先について他県照会や国への確認を行い、本県がこれまで地方単独事業分を充当していた「入院協力金」や「医療従事者手当」について事業者支援分を充当できることが判明したため、地方単独事業分から事業者支援分に振り替えることとした。この振替によって地方単独事業分残高が約11億円となったことから、今回12号補正に約8億円を活用することとした。13号補正で活用している298億円については、現在国会で審議されている国の第1次補正予算には地方単独事業分の増額1.2兆円も組み込まれており、概算で本県には250億円から300億円程度が交付されると見込んでいる。また、PCR検査等の無料化を今回予算計上しているが、国からの通知や説明会によると、ワクチンを接種したくてもできない方へのPCR検査費用については、国が10分の10負担するものとして別途臨時交付金として配分され、感染拡大時の検査費用については国が負担する10分の8分が別枠で配分され、残りの10分の2分は地方単独事業分で措置されることになる。こうした国の予算を踏まえて、298億円を計上した。

### 地域政策課長

- 2 移譲を受けた事務の処理に係る経費について、埼玉県分権推進交付金として、市町村へ必要額を交付している。分権推進交付金は移譲事務ごとに、事務処理に必要な経費を積算して、市町村へ配分している。例えば令和3年度では、総額で7億906万円を交付している。今回の議案によって新たに移譲する事務についても、適切に財源を手当てしていく。
- 3 オンライン化により、届出や申請の受理は効率化されると見込まれるが、権限移譲はこれらの事務に加えて、立入検査や指導等、書面では完結しない、現場を伴う一連の事務を対象としている。そのため、住民からの相談対応、その後の指導にきめ細やかに対応すべきと考え、地域の実情を一番把握している市町村が処理することは、引き続き効果的であると考えている。

### 松澤委員

市町村の財源は全て県が手当てし、市町村負担はないということでよいか。

### 地域政策課長

基本的にはそのとおりであるが、計算の方法としては、県の職員が処理した場合の費用を積算し、それと同額を交付する方式としている。

## 白土委員

- 1 宝くじ収益金として140億円を目標にしているが、県たばこ税は77億円を見込んでおり、県たばこ税の約2倍の金額が収益金として県に入ってくることになる。宝くじは、たばこほど「地元で買ってほしい」という広報のイメージが浸透されていないように感じる。宝くじはギャンブル性があるため、広報が難しいということもあるかと思うが、地元での購入が浸透していないことをどのように分析しているか。
- 2 一般財団法人自治総合センターから県に交付されているコミュニティ助成金は2億3,000万円であり、全国で2番目に多い。コミュニティ助成金と宝くじの売上額は関連性がないということではどうか。宝くじ売上額が増えれば、コミュニティ助成金は増額されるのか。

## 財政課長

- 1 宝くじの広報については、全国自治宝くじ事務協議会を通じてみずほ銀行が担っており役割分担ができてきていること、また、宝くじの高額当選金という形があることから射幸心をあおるということで、これまで「地元で買しましょう」ということを強く言ってこなかった経緯がある。ただし、最近では、他の自治体において、県内での購入をPRすることでより多くの収益金を確保しようという流れもある。県でも、HP等で、地元で宝くじを買った分が県に入ってくるということを県民に分かりやすく周知していきたいと考えている。
- 2 コミュニティ助成金は、国から直接交付されるのではなく、一般財団法人自治総合センターを経由して入ってくる形になっている。この助成金と宝くじ収益金とは関連性がない。例年、一般財団法人自治総合センターから、助成事業の申請枠が示される。所管の県民生活部によれば、全国から申請された助成事業の内容を見ながらセンターが優先順位を決めて採択しており、年度によって採択される件数は異なるとのことである。したがって、宝くじの売上げに応じて助成金の交付額が変わるというものではない。

## 白土委員

- 1 宝くじにおける県の収益が140億円となると、350億円程度の売上げが必要と考えられる。広報が難しいというのは承知したが、民間販売所との連携はあるのか。
- 2 コミュニティ助成金については理解したが、全国1、2位を争う金額になっているので、これを維持してもらいたいがどうか。

## 財政課長

- 1 宝くじの仕組みの中でみずほ銀行が広報を受託しており、自治体が民間販売所と直接連携しない仕組みになっている。その中でも県でできる広報をしていきたいと考えている。
- 2 コミュニティ助成金は、県民生活部で所管しているところであるが、補助率10分の10であり市町村にとってもメリットの大きい助成金である。市町村にもその点を広報しつつ、しっかり確保できるようにしていきたい。

## 杉田委員

- 1 県から市町村へ権限移譲をするとき、市町村の意向をどのように踏まえ、どのように確認しているのか。
- 2 ときがわ町が簡易専用水道の監督等の移譲を受ける大きな理由は何か。また、移譲を

受けることでときがわ町にどんなメリットが発生するのか。

3 今後、県から市町村への権限移譲を全体的にどう進めていくのか。

#### 地域政策課長

- 1 市町村の受入れまでには、対面・書面含めて計4回以上協議をしている。ポイントとなるのは大きく分けて3点ある。春にはどのような事務を移譲するのが良く分かるように県から事務概要調書を提示している。夏には個別に全ての市町村と意見交換を行い、ここできめ細やかに不安等も聞き取っている。秋には文書により地方自治法に基づく同意協議を行い、これらの手続を経て、権限移譲に至っている。
- 2 ときがわ町は平成18年に合併をし、そのときに策定した新町建設計画に基づく事業が概ね完了したため、新たな事務について企画部門を中心に権限を受け入れていただいている。ときがわ町には、簡易専用水道の監督等、小規模な水道関連の事務を受けていただいているが、上水道の事業は市町村が実施しているため、メリットとしてこれら既存の事務と一括して対応することで、上水道一般に対して、適切な管理を担うことが可能になる。
- 3 令和2年3月に策定した埼玉県権限移譲方針により、権限移譲を進めることとしている。平成11年に初めて条例を策定以来、この方針に基づいて権限移譲を進めてきている。引き続き市町村の意向を尊重しながら、住民に近い立場である市町村に、身近な行政を担っていただくことを目指して、権限移譲を推進していく。

#### 杉田委員

権限移譲の手続までの期間が比較的短いと感じられるが、その短い期間で移譲をするための業務は終わるのか。

#### 地域政策課長

受入れに際して、複数年度を掛けて検討するパターンもある。例えば、法改正で新たな事務が増えた場合等では、新しい制度なので事務処理量が見込めないケースや、他の市町村が受け入れた時にどうなるのかを見極めたい等のニーズがあり、1年目を見送って翌年度以降に受け入れるといった複数年度を掛けた検討の事例もある。いろいろなニーズに対応できるよう、県としても努力をしているところである。

---

#### 【付託議案に対する討論】

##### 中川委員

第170議案について反対する。

---

#### 【所管事務に関する質問（コロナ禍の選挙管理体制について）】

##### 松澤委員

- 1 今回の衆議院議員選挙は、コロナ禍において県内で初の大規模な国政選挙であり、各投票所でも感染症防止対策など苦勞が絶えなかったことと思うが、どのようなコロナ対策を行ったのか。
- 2 各市町村の投票所ではトラブルもあったと思うが、今回の衆議院議員選挙を通じての反省点や見えてきた課題はあるか。来年夏には参議院議員選挙が行われる見込みであるが、その反省を踏まえて、どのような取組を行っていくのか。

## 市町村課長

- 1 投票所における投票を分散させるため、期日前投票の積極的な利用を呼び掛けるとともに、期日前投票所の混雑状況をリアルタイムで知らせる取組などを行った。また、投票所における感染防止対策として、投票所の換気、マスク着用、消毒液の設置、投票者の間隔の確保、筆記用具の消毒、投票記載台の間隔の確保などを実施した。
- 2 一部の期日前投票所で混雑が生じた。原因としては、衆議院議員総選挙のほかにも市長選挙などの他の選挙が同日となったことや、投票者の間隔を空ける感染防止対策によって混雑したと聞いている。参議院議員選挙に向けては、期日前投票所の増設や投票記載台の増加などを市町村選挙管理委員会に働き掛けるとともに、混雑状況を知らせるシステムの利用促進を図ることで混雑緩和に努めていきたい。また、投開票事務においても、投票用紙の交付誤りや不在者投票数の計上漏れ等による投票結果等の確定の遅れが生じた。参議院議員選挙に向けては、そのようなミスに関してもしっかりと検証して再発防止に取り組んでいきたい。

## 松澤委員

- 1 投票台の増設などについて、各市町村の投票所で準備できるのかが課題となるが、県の予算付けなどを考えているのか。
- 2 コロナ禍における感染拡大防止という観点からは、自宅などからインターネットで投票できるようにすることが効果的であると考え。国でも研究会を設けてインターネット投票の導入について検討しているようだが、県ではどのように考えているのか。

## 市町村課長

- 1 市町村の対応への予算付けについては、参議院議員選挙に向けては管理執行経費があるため、市町村からの要望に応じてしっかり対応したいと考えている。
- 2 インターネット投票は、国の研究会において、在外投票の投票環境の向上を図る観点から提言がなされている。令和2年には国内5か所で実証実験が行われており、国は、サイバーセキュリティやシステムの安定的な稼働などの課題もあるが、在外投票での導入に向けて引き続き検討していくと聞いている。県としても、その動向を注視していきたい。

## 田村委員

期日前投票が混雑している理由は、当日に選挙に行けない理由を書かせているからだとも考える。法律で決められていることなのか、それともアンケート集計をするために行っていることなのか。不要で削除できるものなら、サインもしなくていいと思うがどうか。

## 市町村課長

期日前投票や不在者投票の事由については、公職選挙法で定められている。ただ、それを期日前投票所で書かせることにより混雑することがあるため、投票所入場券の裏側にあるあらかじめ印刷をして、自宅で書いた上で投票いただくなど、できるだけ滞留が少なくなるように市町村選挙管理委員会に依頼している。また、投票所においても、理由を記載する台を増設するなどして、混雑緩和に努めている。

## 田村委員

もっと根本的なことを聞いている。書かなければいけないものなのか。

**市町村課長**

法律で決まっているので、記載いただくことになっている。

**田村委員**

法律の条文があって運用しているものと思うが、書かせる理由について自分は全く見えてこない。どのように認識しているのか。

**市町村課長**

期日前投票等については、一定の事由に該当する場合に投票できるものであり、それを踏まえて確認のために書かせているものと認識している。